

2022年 1月 16日

特定非営利活動法人
ジャパン・タスクフォース

新型コロナウイルス感染症対策における
ジャパン・タスクフォースの活動ガイドライン (2022年1月16日改訂)

2020年3月28日(5月25日変更)に政府が発表した「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策の基本的対処方針」において、事業者及び関係団体は業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成し、自主的な感染防止のための取り組みを進めることとされました。これを踏まえ、当団体も活動におけるガイドラインを設定し提示します。

なお、各項目の実施に際しては、「新しい生活様式」についても併せて参照し、その他、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針を踏まえ、開催地の各都道府県が定める行動計画に沿って対応していくこととします。

※厚生労働省「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

○感染防止対策の基本(三つの密を回避)

- (1) 施設への入場制限
- (2) 人と人との距離の維持
- (3) こまめな手洗い及びマスクまたはフェイスシールド(以下、マスク等)の着用
- (4) 施設の換気と消毒
- (5) 多数の者が触れる物の消毒
- (6) 利用者への注意喚起

※施設内で触れるところの消毒は、アルコール(濃度60%以上)や次亜塩素酸ナトリウム溶液(濃度0.1%~0.5%)を用いること。

1. 衛生確保、感染防止対策について

講習等に参加される全ての方(職員、講師、スタッフ含む)

- (1) 講習等の参加禁止及び施設への入場禁止について
以下に該当する参加者禁止し、施設の入場を禁止とする。
 - ・37.5度以上の熱がある。

- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある。
- ・咳、痰、胸部に不快感がある。
- ・2～3日前まで上記3項目に該当するような症状があった。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触が、過去2週間以内にある。
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。
- ・入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触が過去2週間以内にある。
- ・嗅覚、味覚に異常を感じる。
- ・その他新型コロナウイルス感染可能性の症状等がある。
- ・講習等に参加後に新型コロナウイルスに感染が確定された場合は遅延無く JTF 本部に報告すること。

（2）人と人との距離の維持

人と人が接する際の距離は、最低1メートル以上とし、できれば2メートルを確保し対面としないようにすること。必要な距離が取れない場合は、マスク等の着用にて対策する。

（3）こまめな手洗い及びマスク等の着用

常に手洗いを励行し、可能な限り施設の入り口に手指消毒用のアルコール消毒液または消毒が行えるような物を設置し、スタッフ・参加者共に入場する場合には、それによって手指の消毒を行うこととする。（アルコール過敏症の人については、石鹸による手洗いを行う等の代替手段を提供する）

また、施設内においては、スタッフ・参加者共に、常時鼻と口を完全に覆う適切なマスク等を着用する。マスク等の着用のない者は施設への入場を制限する。

（4）施設の換気

屋内の施設を利用する場合は適切な換気を行うこと。

常時一定の換気を確保するとともに、時間を決めて室内の空気を完全に入れ替えるような全換気を実施すること。

（5）施設の消毒

場内の適切な消毒（除菌）を行う。

ドアやテーブルなど、複数の人の手が触れる場所は頻回に行い、その他の場所についても、もれなく行うこと。

(6) 利用者への注意喚起

施設利用時（参加者へ）の注意事項並びに、体調が思わしくない時の自粛を掲示し、さらに個々対しても確認し、実行の徹底を強く求める。

= 掲示 =

▼JTF 各事業参加者及び症状のある方の制限▼

感染拡散を防ぐため、しばらくの間、以下の点を厳守していただきますよう、強くお願いいたします。少しでも該当すると感じる点がある方の参加、利用は固くお断りいたします。

● 次の症状がある等、該当する点がある方は参加をお控えください。（お断りします。）

- * 緊急事態宣言地域、及びそれに該当する感染拡大地域の参加者様。
- * 風邪のような症状（くしゃみ・咳・鼻水等が出る）、または 37.5 度以上の熱がある。
- * 2～3日前まで上記と似たような症状があった。
- * 少しの動きで強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある。
- * 咳や痰があり、胸部に不快感がある。
- * 新型コロナウイルス感染症で陽性とされた者との濃厚接触が過去2週間以内にある。
- * 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方、または検査中の方がいる。
- * 入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触が過去2週間以内にある。
- * 嗅覚、味覚に異常を感じる。
- * その他、新型コロナウイルス感染可能性の症状等がある。
- * 上記理由にて参加・利用をお断りした場合の費用は一切保証できません。

(7) ゴミの廃棄

個人から出されるゴミの処理は各自の責任とし、以下の項目については特に注意すること。

- (ア) マスク等や手袋、特に鼻水、唾液などが付着したゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ること。
- (イ) マスク等や手袋を外した後は、石鹸と流水で手を洗うこと。

- (8) 清掃・消毒
- (ア) 適切な洗浄剤や漂白剤等を用いての清掃に努める。通常のコブ掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前後に清拭消毒すること。
- (イ) 手が触れることがない床や壁は、通常のコブ掃を行う。
- (9) 使用資器材
- (ア) レンタル資器材のうち、直接顔面等が接する部分は受講生が使用するたびに家庭用洗剤（食器用洗剤など）を用いて洗浄・消毒し、乾燥させること。
- (イ) 皮膚への接触のあるものは、水洗いし乾燥させること。必要に応じて消毒すること。

2. その他、講習を実施するにあたり

スタッフ、参加者共に一定の距離（最低1メートル以上、できれば2メートル）を保ち、マスク等を着用し、常に健康チェックを行いながら運営を行う。

- ① 適時検温を実施し、発熱（37.5度以上の場合）は断る）や体調不良の際は、講習の途中であっても参加を中止する。
- ② 現地集合、現地解散を推奨する。
- ③ 資器材は、極力参加者自身の物を使うことを推奨するが、レンタル品のうち直接顔面等が接する部分のあるものは徹底した洗浄、消毒を使用者にて行うこと。
- ④ ブリーフィング等、会話する際は、最低1メートル以上、できれば2メートルの間隔をとり、可能な限り対面を避けること。
- ⑤ インストラクター、受講生ともに、マスク等を着用すること。
- ⑥ 常に参加者が密にならないように努めること。
- ⑦ インストラクター、スタッフの健康チェックを強化すること。
- ⑧ オンラインミーティングシステムを活用した知識の学習も推奨していく。
- ⑨ ゴミの廃棄個人から出されるゴミの処理は各自の責任とし、以下の項目については特に注意すること。
 - ・マスク等や手袋、特に鼻水、唾液などが付着したゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ること。
 - ・マスク等や手袋を外した後は、石鹸と流水で手を洗うこと。
- ⑩ 講習等実施時に全ての項目に従って頂けない場合は、安全衛生を考慮して退出していただきます。また、その際に発生した講習参加費等の返金及び参加にかかる費用等の保証は出来かねますので、予めご理解とご了承ください。
- ⑪ **抗原検査の実施。講習等当日、受付にて抗原検査を参加者様全員に実施していただきます。抗原検査費用1,500円別途**